第二十二条の八　認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

第三十条　第二十七条の教員養成機関の指定を受けようとするときは、その設置者は、次の事項を記載した申請書を、これに指導と承認を受けようとする大学の意見書を添え、文部科学大臣に提出しなければならない。

一～七　［略］

八　教員の氏名、職名、履歴、担任科目及び教員種別

九～十三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（大学設置基準の一部を改正する省令の一部改正）

第十二条　大学設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附則	**附則**
1　［略］	1　［略］
2　この省令施行の際、現に設置されている大学における体育館の設置に係る第三十五条の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。	2　この省令施行の際、現に設置されている大学における体育館の設置に係る改正後の第三十六条第五項の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（短期大学設置基準の一部を改正する省令の一部改正）

第十三条　短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附則	**附則**
1　［略］	1　［同上］
2　この省令施行の際、現に設置されている短期大学における体育館の設置に係る第二十七条の二の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。	2　この省令施行の際、現に設置されている短期大学における体育館の設置に係る改正後の第二十八条第五項の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（文部科学省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第十四条　文部科学省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年文部科学省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第八条　地方公共団体（構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）が、その設定する構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）において、インターネット等のみを用いて授業を行う大	**第八条**　地方公共団体（構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）が、その設定する構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）において、インターネット等のみを用いて授業を行う大